

令和元年度 第1回 島根県肝炎対策協議会

日 時：令和元年8月19日(月)

16:00～18:00

場 所：サンラポーむらくも 彩雲の間

1 あいさつ

2 議 事

(1) 前回肝炎対策協議会の主な意見と対応状況について 資料1

(2) 島根県の肝炎対策の現状について 資料2

- 1) 島根県内市町村における肝炎ウイルス検診等の実績 (H30 年度)
- 2) 島根県が実施している肝炎ウイルス検査の実績 (H30 年度)
- 3) 肝がん等重症化予防事業の実績 (H30 年度)
- 4) 肝炎治療医療費助成制度と肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実績(H30 年度)
- 5) 肝機能障がいによる身体障害者手帳交付実績
- 6) 肝疾患診療連携拠点病院の活動(H30 年度実績と R1 年度予定事業)
- 7) 島根県の予算と事業予定(R1 年度)

(3) 肝炎対策の目標値について 資料3

(4) 島根県肝炎等精密検査費用助成事業実施要綱の一部改正について . 資料4

(5) 報告事項 資料5

・令和元年度肝臓週間・世界肝炎デー イオンモール出雲街頭キャンペーンについて

3 その他

資料 1

前回（平成 30 年度第 2 回）肝炎対策協議会の主な意見とその意見に対する対応状況

前回 開催年月日及び場所

年月日 平成 31 年 2 月 14 日

場 所 島根県民会館 307 会議室

項目	主な意見	協議会以降の対応状況等
肝炎医療コーディネーターの養成について	肝炎医療コーディネーターの配置について、薬剤師等への拡がりが見たい	肝炎医療コーディネーター養成の案内を、令和元年度から薬剤師会のほか、臨床検査技師会へ拡大する。
肝炎検査の検査済みカードについて	肝炎検査の検査済みカードの普及のため、配布できる人を肝炎コーディネーターに限定せず、医療機関など対象を拡げたらどうか。	肝炎コーディネーター事業が始まって4年経過し、コーディネーターは増加しているが、県として成果や課題についての検証ができていない。今年度は活動報告に基づき検証する予定としており、肝炎検査の検査済みカードの扱いについて、年度内に検討したい。

1) 島根県内市町村における肝炎ウイルス検診等の実績

資料2

1 肝炎ウイルス検診等実績

老人保健法(平成14年度～)及び健康増進法(平成20年度～)による健康診査において実施している肝炎ウイルス検診。
実施主体である市町村が、満40歳となる者、及び40歳以上の者であって、過去に受検(受診)歴のない希望者を対象として実施。
(肝炎ウイルス検診等実施要領より)

(1) C型肝炎ウイルス検診

	受診者(人)			「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者(人)			感染者率			
	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	全国
平成30年度	412	3,032	3,444	0	8	8	0.0%	0.3%	0.2%	集計中
平成29年度	450	2,826	3,276	0	9	9	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%
平成28年度	460	2,926	3,386	0	5	5	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%
平成27年度	665	3,986	4,651	0	12	12	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%
平成26年度	574	4,161	4,735	1	26	27	0.2%	0.6%	0.6%	0.4%
平成25年度	565	4,840	5,405	1	27	28	0.2%	0.6%	0.5%	0.4%
平成24年度	401	2,651	3,052	1	14	15	0.2%	0.5%	0.5%	0.5%
平成23年度	391	1,863	2,254	0	16	16	0.0%	0.9%	0.7%	0.6%
平成22年度	81	1,434	1,515	0	15	15	0.0%	1.0%	1.0%	0.7%
平成21年度	74	2,051	2,125	0	19	19	0.0%	0.9%	0.9%	0.8%
平成20年度	93	1,999	2,092	0	19	19	0.0%	1.0%	0.9%	1.0%

	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	全体	全国
平成18年度	5,853	5,121	10,974	61	79	140	1.0%	1.5%	1.3%	0.8%
平成17年度	6,889	4,028	10,917	73	73	146	1.1%	1.8%	1.3%	0.9%
平成16年度	7,683	3,374	11,057	94	73	167	1.2%	2.2%	1.5%	1.0%
平成15年度	8,876	4,246	13,122	128	121	249	1.4%	2.8%	1.9%	1.3%
平成14年度	10,255	7,127	17,382	161	193	354	1.6%	2.7%	2.0%	1.6%

(2) B型肝炎ウイルス検診

	受診者(人)			Hbs抗原検査において「陽性」と判定された者(人)			感染者率			
	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	全国
平成30年度	412	3,072	3,484	1	27	28	0.2%	0.9%	0.8%	集計中
平成29年度	451	2,827	3,278	5	21	26	1.1%	0.7%	0.8%	0.6%
平成28年度	459	2,924	3,383	7	32	39	1.5%	1.1%	1.2%	0.6%
平成27年度	664	3,984	4,648	2	33	35	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
平成26年度	574	4,161	4,735	2	35	37	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
平成25年度	566	4,847	5,413	4	41	45	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
平成24年度	399	2,649	3,048	4	13	17	1.0%	0.5%	0.6%	0.8%
平成23年度	391	1,861	2,252	4	19	23	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%
平成22年度	82	1,434	1,516	1	15	16	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%
平成21年度	73	2,047	2,120	0	12	12	0.0%	0.6%	0.6%	0.9%
平成20年度	93	1,992	2,085	0	17	17	0.0%	0.9%	0.8%	1.0%

	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	全体	全国
平成18年度	5,841	5,114	10,955	54	47	101	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
平成17年度	6,884	4,024	10,908	76	35	111	1.1%	0.9%	1.0%	1.1%
平成16年度	7,821	3,396	11,217	91	50	141	1.2%	1.5%	1.3%	1.1%
平成15年度	8,848	4,191	13,039	105	52	157	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
平成14年度	10,251	7,269	17,520	133	107	240	1.3%	1.5%	1.4%	1.3%

〔参考〕市町村独自実施分（自治体の財源にて実施する検診～人間ドック等）

	C型肝炎ウイルス検診	B型肝炎ウイルス検診
	検診受診者(人)	検診受診者(人)
平成30年度	2,086	2,134
平成29年度	1,939	2,002
平成28年度	2,356	2,417
平成27年度	2,779	2,831
平成26年度	4,989	5,058
平成25年度	4,302	4,336
平成24年度	4,598	4,613
平成23年度	3,825	3,826
平成22年度	4,541	4,518
平成21年度	1,008	1,008
平成20年度	827	829
平成19年度	1,785	1,785
平成18年度	1,641	1,641
平成17年度	1,415	1,415
平成16年度	1,206	1,209
平成15年度	522	522
平成14年度	—	—

※市町村独自実施分は、既陽性者も受診者数に含まれるため、参考扱いとする。

（統計値は各年の厚生労働省報告資料より引用）

※ただし、市町村独自実施分は県集約である。

※肝炎対策協議会と同じ資料

2) 島根県及び松江市(中核市)が実施している肝炎ウイルス検査の実績 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実績

①【保健所実施】肝炎ウイルス検査受検者数

令和1年7月1日 現在

	H16～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
4月	42	5	4	1	0	13	11	8	4	11	8 (3)	107
5月	14	11	16	37	5	10	7	7	2	5	27 (18)	141
6月	31	1	13	7	28	14	10	8	6	5	31 (14)	154
7月	26	0	12	10	10	82	94	11	33	14	20 (8)	312
8月	17	3	10	12	10	29	14	38	11	43	10 (5)	197
9月	15	14	5	8	50	21	12	11	5	15	10 (6)	166
10月	11	66	5	3	2	35	14	18	9	7	6 (4)	176
11月	13	28	1	5	7	23	23	14	14	14	13 (7)	155
12月	31	13	18	4	8	18	30	16	8	10	13 (10)	169
1月	139	3	6	2	7	17	19	9	7	10	11 (7)	230
2月	303	1	15	5	1	8	12	7	12	9	11 (4)	384
3月	137	15	3	8	12	8	9	3	8	8	4 (2)	215
計	779	160	108	102	140	278	255	150	119	151	164 (88)	2,406

②【委託医療機関実施】肝炎ウイルス検査受検者数

令和1年7月1日 現在

	H16～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
4月			57	28	22	43	74	114	68	55	54 (5)	515
5月			64	31	40	65	70	84	65	40	74 (5)	533
6月			61	37	39	57	123	164	79	89	80 (9)	729
7月			77	36	40	99	149	177	88	110	123 (6)	899
8月			54	21	38	111	142	135	82	94	108 (2)	785
9月			41	20	46	139	106	175	118	107	154 (61)	906
10月			55	42	52	111	205	146	141	145	141 (10)	1038
11月		9	81	24	57	120	187	128	96	72	109 (22)	883
12月		22	70	62	44	130	111	77	80	83	81 (16)	760
1月		102	55	53	30	72	119	145	73	57	71 (10)	777
2月		94	42	21	55	66	114	144	89	55	65 (15)	745
3月		129	57	31	45	94	106	155	79	70	82 (22)	848
計		356	714	406	508	1,107	1,506	1,644	1,058	977	1,142 (183)	9,418

①+②【合計】肝炎ウイルス検査受検者数

	H16～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
合計	779	516	822	508	648	1,385	1,761	1,794	1,177	1,128	1,306 (271)	11,824

※中核市松江市分を()で再掲

※肝炎ウイルス検査委託医療機関数 平成31年3月31日現在

【県】

保健所	平成30年度 肝炎ウイルス検査 委託医療機関	H29年度との増減数
松江	35	-2
雲南	14	0
出雲	26	0
県央	14	-4
浜田	43	-2
益田	16	-3
隠岐	6	0
合計	154	-11

【松江市】 ※H30年度から事業が始まったためH29年度無し(参考)

平成30年度 肝炎ウイルス検査 委託医療機関	H29年度との増減数	拡充前の医療機関数 (H24.12.31以前)
30		7
1		3
2		3
1		1
0		3
0		5
0		2
34		24

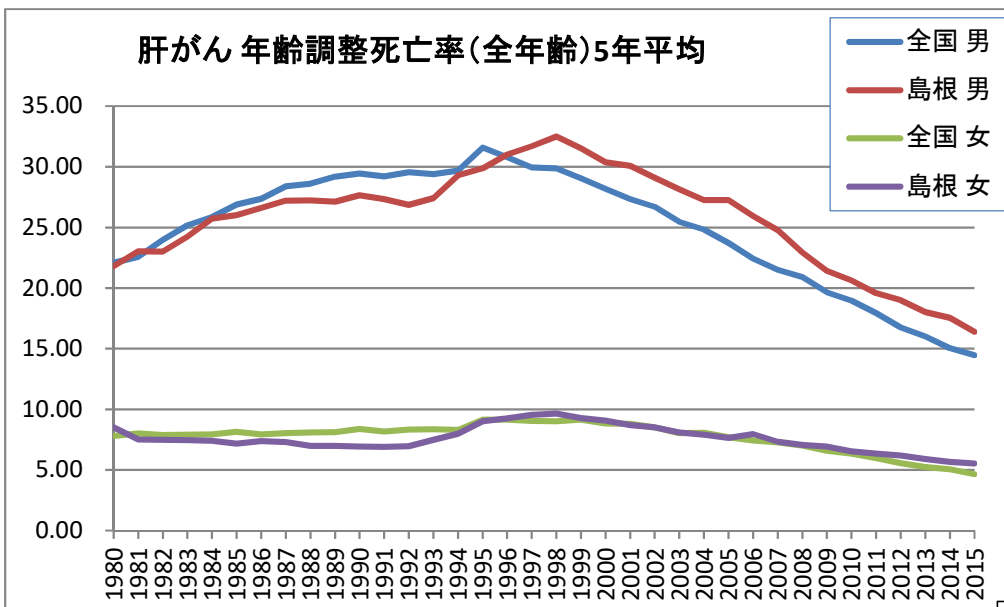
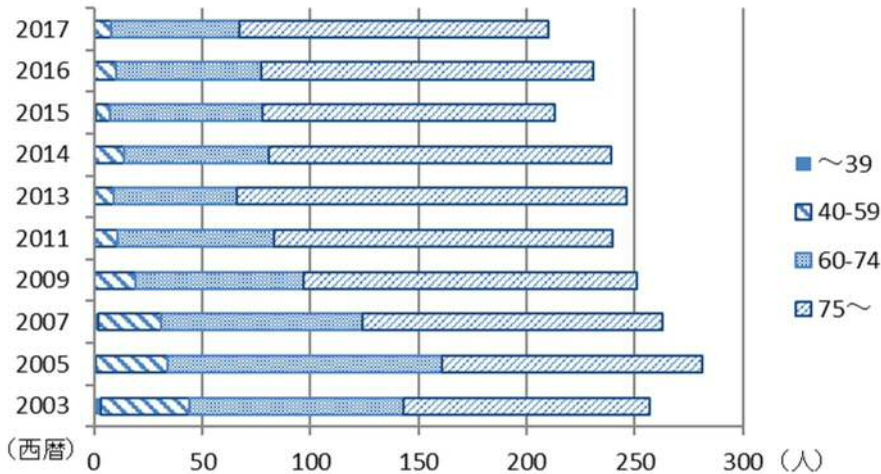
※県と中核市松江市の委託医療機関先は必ずしも一致しない

3) 肝がん等重症化予防事業について

1. 県内の肝がんの状況

西暦	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
総計	264	257	275	281	253	263	265	251	261	240	243	246	239	213	231	210
男性	164	181	179	191	173	174	165	168	173	155	159	143	159	137	141	122
女性	100	76	96	90	80	89	100	83	88	85	84	103	80	76	90	88

年齢区分別肝がん死亡者数の推移(島根県)



- 島根県の肝がん死亡数は、年間約 250 件程度。
近年の死亡数は250件を下回る年が続いている。
74歳以下の死亡者数は減少の傾向にある。
- 年齢調整死亡率は、全国と比べ、男性は高い状況。

年齢調整死亡率：
島根県と全国の年齢構成の違いを考慮して補正した死亡率。
島根県の死亡数は、各年前後5年の平均死亡数を用いて死亡率を算出している。

2. 各肝がん等重症化予防事業の概要と状況

初回精密検査費用助成 (平成 27 年 2 月開始)											
①事業概要	陽性者が、島根県肝炎等精密検査実施医療機関で、初回精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成。										
②助成対象者	次のすべてに該当する島根県内在住の方 1) 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者 2) 1年以内(※)に県・中核市又は市町村健康増進事業又は職域の肝炎ウイルス検査(検診)で陽性と判定された方 3) 県・中核市又は市町村が実施する陽性者フォローアップに同意された方 ※助成金の申請日が基準となります。										
③申請書提出先	各保健所 ※各保健所で、必要書類等を確認後、薬事衛生課へ送付。										
④助成状況	令和元年 6 月末現在										
助成件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>13</td> <td>22</td> <td>13</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table>	H27	H28	H29	H30	合計	28	13	22	13	76
H27	H28	H29	H30	合計							
28	13	22	13	76							
平成 30 年度平均助成金額 (累計)	5,482 円										
対象ウイルス型	HBV 53 件 HCV 23 件										
肝炎ウイルス検査の区分	市町村検診 44 件 県・中核市委託医療機関 23 件 保健所 9 件										

定期検査費用助成(年度 2 回) (平成 27 年 4 月開始)	
①事業概要	肝がん等患者が、肝炎専門医療機関等で、定期検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成。
②助成対象者	次のすべてに該当する島根県内在住の方 1) 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者 2) B・C型肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者 3) 住民税非課税世帯に属する者、又は市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者 4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者 5) 県・中核市又は市町村が実施する陽性者フォローアップに同意された方

③申請書提出先 各保健所

※各保健所で、必要書類等を確認後、薬事衛生課へ送付。

④助成の状況 令和元年6月末現在

助成件数

H27	H28	H29	H30	合計
0	32	80	67	179

平成30年度平均助成金額 4,638 円

(累計)

対象ウイルス型 HBV 27 件 HCV 152 件

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業 (平成27年2月開始)

① 事業概要

県又は中核市がフォローアップすることの同意が得られた陽性者に対し、医療機関の受診状況等を確認。

未受診の場合受診を勧奨。

②フォローアップ対象者 次に該当する県内在住の方

県・中核市の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者 等

③市町村への情報提供

フォローアップ対象者の情報を市町村へ提供することにより、市町村でフォローアップを行うことができる。

④その他

市町村においても、市町村健康増進事業で実施。

⑤事業の進行状況 平成31年3月末現在

対象者 87 名 ※県・中核市保健所対象分

(内訳)

	平成29年度末	平成30年度末
経過観察者	63 名	70 (9) 名
受療中	1 名	7 (1) 名
放置・中断	0 名	2 (2) 名
状況不明	2 名	8 (3) 名
計	66 名	87 (15) 名

※中核市松江市分を()で再掲

新規同意者数	24 (5) 名
終了者	3 (0) 名

4) 肝炎治療医療費助成制度の実績

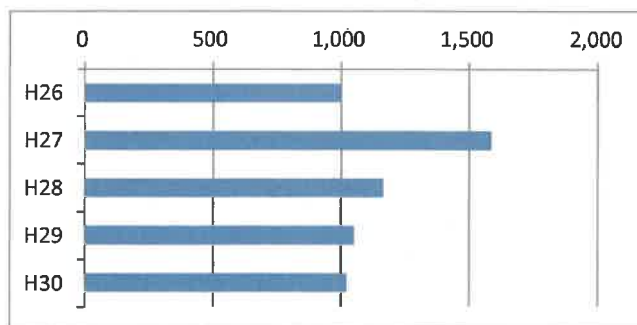
1. 肝炎治療医療費助成制度の取り組み

近年、次々と新しい治療方法が認められてきているところであるが、医療機関及び患者様への新治療法・新薬の迅速な情報提供に努めた。また、保健所窓口においても申請者の方からのお問い合わせに随時お答えし、申請者の方の理解の促進に努めた。

2. 申請数の推移（平成26年度～平成30年度）

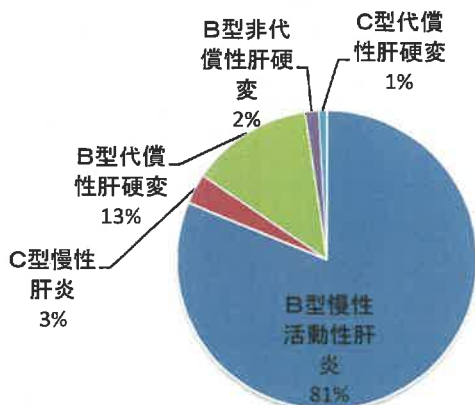
(単位：人)

年度	申請数
H26	1,000
H27	1,587
H28	1,164
H29	1,050
H30	1,022



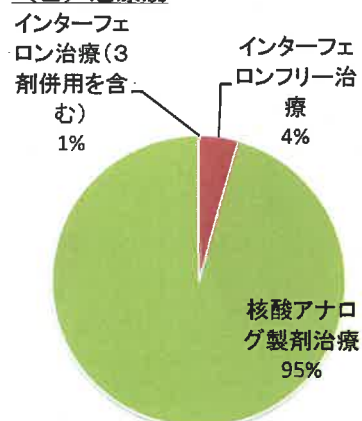
3. 受給者証所持者の内訳内容（計879人：平成31年3月末日現在）

(1) 疾患別



B型慢性活動性肝炎	714
C型慢性肝炎	29
B型代償性肝硬変	115
B型非代償性肝硬変	13
C型代償性肝硬変	8
計	879

(2) 治療別



インターフェロン治療 (3剤併用を含む)	1
インターフェロンフリー治療	37
核酸アナログ製剤治療	841
計	879

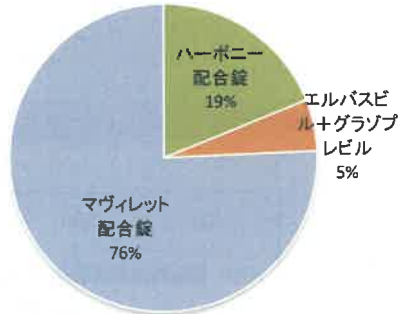
(3) 薬品の内容

① インターフェロン治療（3剤併用含む）



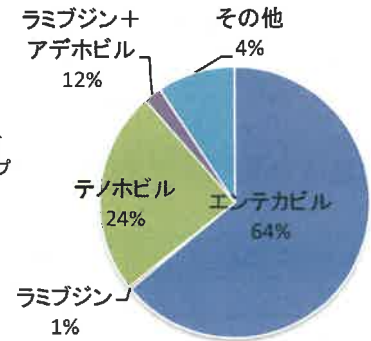
ペグインターフェロン	1
ペグインターフェロン+リバビリン	
3剤併用療法	
計	1

② インターフェロンフリー治療



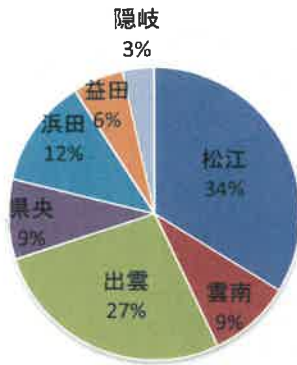
ジメンシー配合錠	0
ソホスビル+リバビリン	0
ハーボニー配合錠	7
ヴィキラックス配合錠	0
ヴィキラックス配合錠+レバトール	0
エルバスビル+グラゾプレビル	2
マヴィレット配合錠	28
計	37

③ 核酸アナログ製剤治療



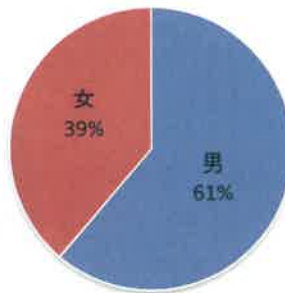
エンテカビル	538
ラミブジン	3
テノホビル	204
ラミブジン+アデホビル	18
その他	78
計	841

(4) 管轄保健所別



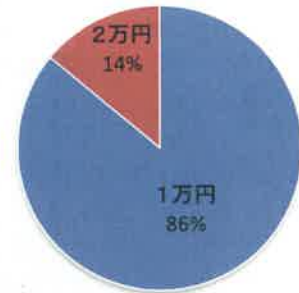
松江	297
雲南	80
出雲	238
県央	78
浜田	106
益田	49
隠岐	31
計	879

(5) 男女別



男	538
女	341
計	879

(6) 月額自己負担額別



1万円	756
2万円	123
計	879

ウイルス性肝炎を原因とする肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業について

島根県健康福祉部健康推進課

平成30年12月1日より制度開始

事業の概要	B型・C型肝炎ウイルスにより肝がん及び重度肝硬変となった患者の方に対し、治療の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究促進を行うための事業です。要件を満たす場合、県から入院医療費の助成を受けることができます。
対象となる医療	医療費の助成を受けられるのは、 指定医療機関における ウイルス性肝炎に起因する肝がん及び重度肝硬変にかかる 入院関係医療のうち 、高額療養の限度額に到達した月が該当となる月を含んで、 過去12月以内に4月以上となる場合 です。
対象患者	医療保険各法の被保険者または被扶養者の方で、かつ年収約370万円未満（高額療養の限度額適用認定証の区分で判断）であり、更に厚生労働省が行う研究事業への同意が必要となります。
自己負担額	月額1万円
参加者証の有効期間	1年（更新可能）

制度の流れ

制度利用の流れは下記のとおりです。

①肝がん・重度肝硬変の入院治療を受けた場合、医療機関は患者に対し入院記録票を交付します。
②入院記録票上のカウントが3になったら、臨床調査個人票（診断書に相当）を主治医の先生に書いていただきます。
③患者は②を含め、必要書類を揃えてお住まいの地域を管轄する保健所に申請を行います。
④島根県が患者に対し参加者証が発行します。
⑤参加者証を提示すると、12月以内に4月以上該当の入院治療が高額療養限度額に到達する場合に該当月の医療について自己負担が1万円となります。

※医療費助成を受けられる「過去12月以内に4月以上」に該当するかは月毎に算定をします。

そのため、参加者証の有効期間内であっても医療費の助成を受けられる月と受けられない月が発生することになります。

令和元年6月30日末の島根県の状況

・指定医療機関・・・県内20医療機関

※指定医療機関は、医療機関からの申請に基づき随時登録を行います。

・交付実績・・・1件

5) 肝機能障がいによる身体障害者手帳交付実績

◎交付者数（新規交付のみ）

（単位：人）

	合計	1級	2級	3級	4級
平成22年度	40	32	3	3	2
平成23年度	6	4	0	2	0
平成24年度	5	4	1	0	0
平成25年度	2	0	2	0	0
平成26年度	5	3	0	1	1
平成27年度	6	4	2	0	0
平成28年度	13	3	5	5	0
平成29年度	15	8	5	1	1
平成30年度 (H31.3月末)	9	4	2	2	1
総交付者数	101	62	20	14	5

認定されな かった者の人数
6
1
2
0
0
1
3
0
0

平成31年3月末 所持者数（人）	52	40	8	3	1
---------------------	----	----	---	---	---

※再交付者のうち等級変更の場合は、再交付時の等級に換算

（参考）

手帳の交付対象となる障がいの程度は「身体障害者障害程度等級表」（身体障害者福祉法施行規則）に定められています。

級別	肝機能障害
1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※等級によって、Child pugh分類の合計点数等の具体的な認定基準が定められています。

(参考)

◎ (H22~31. 3までの交付者数 (101人) + 転入者数 (1人))
- H31. 3の所持者数 (52人) = 50人

交付日から死亡日までの期間

~3ヶ月	12人		
~6ヶ月	7人		
~9ヶ月	2人		
~1年	6人	手帳取得後 1年以内死亡	27人 (55%)
~1年3ヶ月	2人		
~1年6ヶ月	3人		
~1年9ヶ月	2人		
~2年	4人	手帳取得後 1~2年死亡	11人 (22%)
~2年3ヶ月	0人		
~2年6ヶ月	1人		
~2年9ヶ月	4人		
~3年	3人	手帳取得後 2~3年死亡	8人 (16%)
~3年9ヶ月	2人	手帳取得後 3~4年死亡	2人 (4%)
~6年6ヶ月	1人	手帳取得後 4~7年死亡	1人 (2%)
合計	49人		
県外転出等	1人		

6) 島根県肝疾患診療連携拠点病院（島根大学医学部附属病院） の活動（H30実績とR01予定）

【平成30年度】

平成30年度 第1回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：平成30年4月19日
場 所：相談室4
議 題：1 平成29年度活動報告
2 平成30年度活動予定
3 平成29年度相談実績報告
4 予算執行状況について

第2回肝疾患診療拠点病院 肝炎医療コーディネーター情報共有会

月 日：平成30年5月19日
場 所：岡山大学病院
出席者：飛田博史副センター長、黒松 浩美 MSW

平成30年度 第2回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：平成30年6月6日
場 所：医療サービス課 相談室4
議 題：1 活動予定について
2 相談実績報告
3 その他

平成30年度 第1回 肝臓病教室

月 日：平成30年6月29日
場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟2階カンファレンスルームだんだん
対 象：一般
講 演： 肝臓内科 佐藤 秀一
「より多くの肝炎患者を救うために当院でできること」

平成30年度 第1回 家族支援講座

月 日：平成30年6月29日
場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟2階カンファレンスルームだんだん
対 象：一般
講 演：リハビリテーション部 中隅 濃
「運動って肝臓にいいの？」

平成30年度 第1回 肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会

月 日：平成30年7月13日
場 所：FUKURACIA 丸の内オアゾ 会議室C
出席者：佐藤秀一センター長、黒松浩美

平成30年度 第1回 拠点病院医師・責任者向け研修会

月 日：平成30年7月13日

場 所：FUKURACIA 丸の内オアゾ 会議室C

出席者：佐藤秀一センター長、黒松浩美

肝炎デー街頭キャンペーン参加

月 日：平成30年7月28日

場 所：イオンモール出雲

対 象：一般

内 容：島根県主催による肝炎検査啓発チラシやグッズの配付に参加

市民公開講座「肝がん撲滅運動」【共催】

月 日：平成30年7月29日

場 所：ニューウェルシティ出雲

対 象：一般

検 査：肝炎ウイルス検査、最新の機械で肝臓の硬さを調べます

講 演：「肝炎患者さんをひとりでも多く救うために～肝疾患診療連携拠点病院
の取り組みも含めて～」島根大学医学部附属病院 肝臓内科 佐藤秀一
「身近に潜むメタボ関連肝疾患をご存知ですか？」

島根大学医学部附属病院 肝臓内科 飛田博史

「肝がん早期発見の大切さ」島根県立中央病院 肝臓内科 三宅達也

平成30年度 第3回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：平成30年8月7日

場 所：医療サービス課 相談室4

議 題：1 活動予定・予定について

2 相談実績報告

3 その他

平成30年度 第1回 島根県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会

月 日：平成30年9月20日

場 所：

【出雲会場】島根大学医学部附属病院 みらい棟4階ギャラクシー

【浜田会場】益田赤十字病院 研修室2

議 題：1 当院の活動について

2 都道府県肝疾患診療連携拠点病院連絡協議会及び医師・責任者向け研修会について

3 島根県肝炎対策協議会について

4 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

5 その他

平成30年度 第2回 肝臓病教室

月 日：平成30年9月28日

場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟2階カンファレンスルームだんだん

対 象：一般

講演：肝臓内科 矢崎 友隆
「今、Cより注目されるB型肝炎のおはなし」

平成30年度 第2回 家族支援講座

月 日：平成30年9月28日
場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟2階カンファレンスルームだんだん
対 象：一般
講 演：
「弁護士によるB型肝炎訴訟の説明」
全国B型肝炎訴訟山陰弁護団 弁護士 高橋 真一 氏
「B型肝炎と私～裁判を終えて思うこと～」
全国B型肝炎訴訟山陰原告団 副代表 濱田 知博 氏
全国B型肝炎訴訟山陰原告団 代表 山本 雅和 氏

平成30年度肝炎対策地域ブロック戦略合同会議（中国四国ブロック）

月 日：平成30年10月2日
場 所：岡山県医師会館 401 会議室
参加者：佐藤センター長、飛田副センター長、黒松浩美、永瀬明子

平成30年度 第3回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：平成30年10月3日
場 所：相談室4
議 題：1 活動報告・予定について
2 相談実績報告
3 その他

平成30年度 一般医療従事者研修

月 日：平成30年10月4日
場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟2階カンファレンスルームだんだん
対 象：一般
講 演：佐賀大学医学部臓器関連情報講座 教授 長尾由実子先生
「歯科医療従事者が知っておきたい肝炎ウイルスの基本」

出張肝臓病教室

月 日：平成30年10月4日
場 所：江津土建株式会社
対 象：江津土建株式会社職員

平成30年度 肝炎医療コーディネーター研修

月 日：平成30年10月14日
場 所：
【出雲会場】島根大学医学部附属病院 みらい棟4階ギャラクシー
【浜田会場】益田赤十字病院 研修棟 講堂
内 容：
基調講演（DVD）

国立国際医療研究センター 肝炎・免疫研究センター 肝炎情報センター
考藤達哉先生

「肝炎対策の現状と方向性—肝炎医療コーディネーターの役割」

特別講演

鳥取大学医学部附属病院 鳥取県肝疾患相談センター 的野智光先生

「鳥取県における肝炎対策の現状」

パネルディスカッション

「肝炎医療コーディネーターの活動～これからの役割を考える～」

知って肝炎プロジェクト

月 日：平成 30 年 10 月 15 日

場 所：島根県庁

内 容：スペシャルサポーターw-inds. 氏による島根県知事表敬訪問

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 10 月 20 日

場 所：株式会社フクダ

対 象：株式会社フクダ職員

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 11 月 9 日

場 所：株式会社古川コンサルタント

対 象：株式会社古川コンサルタント職員

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 11 月 15 日

場 所：社会福祉法人吾郷会

対 象：社会福祉法人吾郷会職員

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 11 月 15 日

場 所：平井建設株式会社

対 象：平井建設株式会社職員

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 11 月 20 日

場 所：救護施設新生園

対 象：救護施設新生園職員

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 11 月 27 日

場 所：一畑電気鉄道株式会社

対 象：一畑電気鉄道株式会社職員

平成 30 年度 第 5 回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：平成 30 年 12 月 5 日
場 所：相談室 4
議 題：1 活動報告・予定について
2 相談実績報告
3 その他

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 12 月 8 日
場 所：株式会社隠岐ガス
対 象：株式会社隠岐ガス職員

市民公開講座

月 日：平成 30 年 12 月 8 日
場 所：隠岐の島町役場 ふれあいセンター
対 象：一般
講 演：
隠岐広域連合立隠岐病院 内科部長 宇野吾一先生
「ちょっと気になる検診のはなし」
島根大学医学部附属病院 飛田博史
「ちょっと気になる生活習慣と肝臓病のはなし」
島根大学医学部附属病院 佐藤秀一
「ちょっと気になる肝炎のはなし」

出張肝臓病教室

月 日：平成 30 年 12 月 13 日
場 所：仁多郡森林組合
対 象：仁多郡森林組合職員

平成 30 年度 第 3 回 肝臓病教室

月 日：平成 30 年 12 月 21 日
場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟 2 階カンファレンスルームだんだん
対 象：一般
講 演：肝臓内科 飛田博史「年末年始に備えた肝臓病教室」

平成 30 年度 第 3 回 家族支援講座

月 日：平成 30 年 12 月 21 日
場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟 2 階カンファレンスルームだんだん
対 象：一般
講 演：肝疾患相談・支援センター 看護師 森川貴志子、影山裕子、横木陽子
「ぴったんこ肝★肝～〇×クイズで肝臓を学ぼう」

出張肝臓病教室

月 日：平成 31 年 1 月 16 日
場 所：株式会社ニッポー島根工場
対 象：株式会社ニッポー島根工場職員

平成30年度 第2回 肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会

月 日：平成31年1月25日

場 所：東京コンファレンスセンター品川 コンファレンスルーム 402N

出席者：佐藤センター長、飛田副センター長、永瀬明子

平成30年度 第2回 拠点病院医師・責任者向け研修会

月 日：平成31年1月25日

場 所：東京コンファレンスセンター品川 コンファレンスルーム 402N

出席者：佐藤センター長、飛田副センター長、永瀬明子

平成30年度 第6回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：平成31年1月29日

場 所：相談室4

議 題：1 活動報告・予定について

2 相談実績報告

3 その他

出張肝臓病教室

月 日：平成31年2月16日

場 所：特別養護老人ホーム「シルバーリーフつわの」

対 象：特別養護老人ホーム「シルバーリーフつわの」職員

出張肝臓病教室

月 日：平成31年2月17日

場 所：特定非営利活動法人はとぼっぽ

対 象：特定非営利活動法人はとぼっぽ職員、一般

平成30年度 第2回 鳥根県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会

月 日：平成31年2月21日

【出雲会場】鳥根大学医学部附属病院 みらい棟4階ギャラクシー

【浜田会場】益田赤十字病院 研修室2-1

議 題：1 当院の活動について

2 鳥根県肝炎対策協議会について

3 都道府県肝疾患診療連携拠点病院連絡協議会及び医師・責任者向け研修会について

4. その他

平成30年度 肝炎専門医療従事者研修

月 日：平成31年2月21日

【出雲会場】鳥根大学医学部附属病院 みらい棟4階ギャラクシー

【浜田会場】益田赤十字病院 研修室1

対 象：一般

講 演：鳥根大学医学部附属病院 鳥根県肝疾患相談センター 的野智光先生
「肝炎・肝臓に対する取り組み～市町村と拠点病院から～」

平成30年度肝疾患相談支援センター関係者向け研修会

月 日：平成31年3月1日～3月2日

場 所：AP 浜松町

テーマ：拠点病院における相談業務の現状と課題～相談支援システム活用と
偏見・差別について

参加者：影山裕子、黒松浩美

平成30年度 第6回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：平成31年3月12日

場 所：相談室4

議 題：1 活動報告・予定について
2 相談実績報告
3 その他

平成30年度 第4回 肝臓病教室

月 日：平成31年3月15日

場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟2階カンファレンスルームだんだん

対 象：一般

講 演：肝臓内科 佐藤秀一 「進行した肝臓病について」

平成30年度 第4回 家族支援講座

月 日：平成31年3月15日

場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟2階カンファレンスルームだんだん

対 象：一般

講 演：肝疾患相談・支援センター 相談員 黒松浩美
「知っておきたい医療費と制度のはなし」

島根中央高等学校肝炎特別授業

月 日：平成30年3月19日

場 所：島根県立島根中央高等学校 教室

対 象：島根県立島根中央高等学校 1・2年生

講 師：肝臓内科 佐藤 秀一 人 数：各学年約80名

【平成31年度／令和元年度】

令和元年度 第1回 肝疾患相談・支援センター会議

月 日：令和元年5月17日

場 所：相談室4

- 議 題：1 平成30年度活動報告
2 令和元年度活動予定
3 予算報告
4 その他

日本肝臓学会総会

月 日：令和元年5月30日～5月31日

場 所：京王プラザホテル

発 表：メディカルスタッフセッション1. 肝炎医療コーディネーター
メディカルスタッフセッション2. 肝疾患の医療行政

第3回肝疾患診療拠点病院 肝炎医療コーディネーター情報共有会

月 日：令和元年6月8日

場 所：岡山大学病院

参加者：飛田センター長、松浦弘子、小川菜実子

令和元年度 第1回 肝臓病教室

月 日：令和元年6月28日

場 所：島根大学医学部附属病院 みらい棟4階ギャラクシー

対 象：一般

講 演：肝臓内科 矢崎友隆 「今、Cより注目されるB型肝炎のおはなし」

令和元年度 第1回 家族支援講座

月 日：令和元年6月28日

場 所：島根大学医学部附属病院 みらい棟4階ギャラクシー

対 象：一般

講 演：

「私のB型肝炎訴訟～裁判を通して思うこと」

全国B型肝炎訴訟山陰原告団 代表 山本 雅和 氏

「B型肝炎訴訟を終えて、肝炎医療コーディネーターとして今思うこと」

全国B型肝炎訴訟山陰原告団 副代表 濱田 知博 氏

「B型肝炎訴訟って何～弁護士が分かりやすく説明します～」

全国B型肝炎訴訟山陰弁護団 事務局長 弁護士 高橋 真一 氏

令和元年度 第1回 肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会《予定》

月 日：令和元年7月12日

場 所：東京コンファレンスセンター品川

参加者：飛田センター長、小川菜実子

令和元年度 第1回 拠点病院医師・責任者向け研修会《予定》

月 日：令和元年 7 月 12 日
場 所：東京コンファレンスセンター品川
参加者：飛田センター長、小川菜実子

令和元年度 第 2 回 肝疾患相談・支援センター会議 《予定》

月 日：令和元年 7 月 16 日
場 所：相談室 4

肝炎デー街頭キャンペーン参加 《予定》

月 日：令和元年 7 月 27 日
場 所：イオンモール出雲
対 象：一般

市民公開講座「肝がん撲滅運動」【共催】 《予定》

月 日：令和元年 7 月 28 日
場 所：くにびきメッセ 5 階 501 大会議室
対 象：一般
司 会：出雲市立総合医療センター 副院長 佐藤秀一先生
講 演：松江赤十字病院 検査部 内田靖先生
「本当にご存知ですか？～肝炎治療の進歩～」
出雲市立総合医療センター 内科 福庭暢彦先生
「本当にご存知ですか？健診やドックの話～肝臓と胆道と膵臓の
三角関係～」
島根大学医学部附属病院 肝臓内科 飛田博史先生
「本当にご存知ですか？～メタボの話～」
ごうぎん保険プラザ出雲 有本祥人先生
「本当にご存知ですか？「保険の話」～保険ひとつで人生が変わる～」

令和元年度 第 1 回島根県肝炎対策協議会 《予定》

月 日：令和元年 8 月 19 日

令和元年度 第 2 回 肝臓病教室 《予定》

月 日：令和元年 9 月 27 日
場 所：出雲市立 総合医療センター 201・202 会議室
対 象：一般
講 演：出雲市立総合医療センター 副院長 佐藤秀一先生
「ウイルス排除がほぼ 100%となった C 型肝炎の対策」

令和元年度 第 2 回 家族支援講座 《予定》

月 日：令和元年 9 月 27 日
場 所：出雲市立 総合医療センター 201・202 会議室
対 象：一般
講 演：出雲市立総合医療センター 外来師長 福間明子氏
「ぴったんこ肝★肝～〇×クイズで肝臓を学ぼう」

令和元年度 一般医療従事者研修《予定》

月 日：令和元年 10 月 3 日

テーマ：レンビマについて

令和元年度 第 3 回 肝臓病教室《予定》

月 日：令和元年 12 月 20 日

場 所：島根県立中央病院

対 象：一般

令和元年度 第 3 回 家族支援講座《予定》

月 日：令和元年 12 月 20 日

場 所：島根県立中央病院

対 象：一般

令和元年度 第 2 回 島根県肝炎対策協議会《予定》

月 日：令和 2 年 2 月 20 日

令和元年度 肝炎専門医療従事者研修《予定》

月 日：令和 2 年 2 月 20 日

令和元年度 第 4 回 肝臓病教室《予定》

月 日：令和 2 年 3 月 13 日

場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟 2 階カンファレンスルームだんだん

対 象：一般

令和元年度 第 4 回 家族支援講座《予定》

月 日：令和 2 年 3 月 13 日

場 所：島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟 2 階カンファレンスルームだんだん

対 象：一般

7) 鳥根県の予算と事業予定について

(単位:千円)

事業名	平成30年度予算額 (当初)	平成30年度決算額	令和元年度予算額	事業予定
肝炎ウイルス無料検査	6,551	8,056	6,998	県内保健所・肝炎ウイルス検査委託医療機関で無料検査を実施
肝炎対策の普及・啓発	1,367	606	1,385	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 肝臓週間及び世界肝炎デーに合わせた広報活動 ▪ 街頭キャンペーンの実施 ▪ 肝炎ウイルス検査促進リーフレットの配布 ▪ テレビ、ラジオ、新聞 等を利用した広報活動
フォローアップ普及・啓発	246	215	251	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保健所又は市町村からフォローアップを実施 ▪ リフレット等に事業内容を掲載
精密検査費用助成	858	382	829	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 周知用のチラシを作成し、配布 ▪ 肝炎等精密検査実施医療機関で精密検査を実施
肝炎医療コーディネーター養成	227	66	230	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 肝炎医療コーディネーター養成研修 ▪ 肝炎医療コーディネーター継続研修
肝疾患診療地域連携体制強化	13,185	14,770	13,185	肝疾患連携拠点病院が実施する事業費の補助
肝炎医療費助成	135,940	79,746	125,469	専門医による審査会において、認定された方に対する医療費の一部助成
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	11,612	839	43,032	肝がん・重度肝硬変の方の入院治療の一部に対する助成(平成30年12月開始)
健康増進事業費補助金	12,581	8,704	12,015	市町村が実施する肝炎ウイルス健診費用への補助
計	182,567	113,384	203,394	

肝炎対策の目標値について（1）

薬事衛生課、健康推進課

1. 成果目標（平成 30 年 10 月設定）

4年間の肝炎ウイルス検査受検者を、**3万人以上**とする。

平成 30 年度～令和 3 年度の受検者数の合計が 3 万人以上

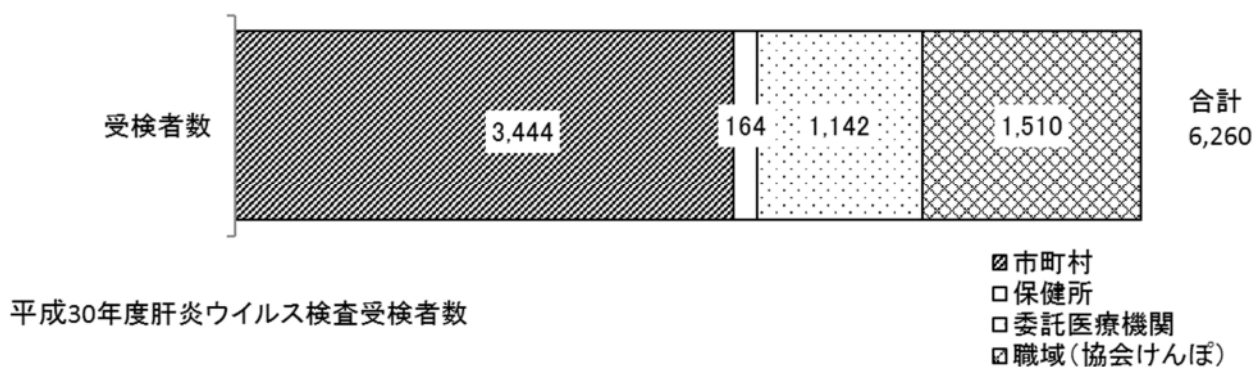
2. 肝炎ウイルス検査受検者数の評価

（1）評価の方法

平成 30 年度の下記検診受検者数の合計により、肝炎ウイルス検査受検者数を求めた。

検診の種類	①市町村検診（健康増進事業）
	②県・中核市の委託医療機関及び保健所検査（重症化予防事業）
	③協会けんぽ加入事業所検診

（2）平成 30 年度受検者数の状況



（3）結果及び目標の達成に向けて

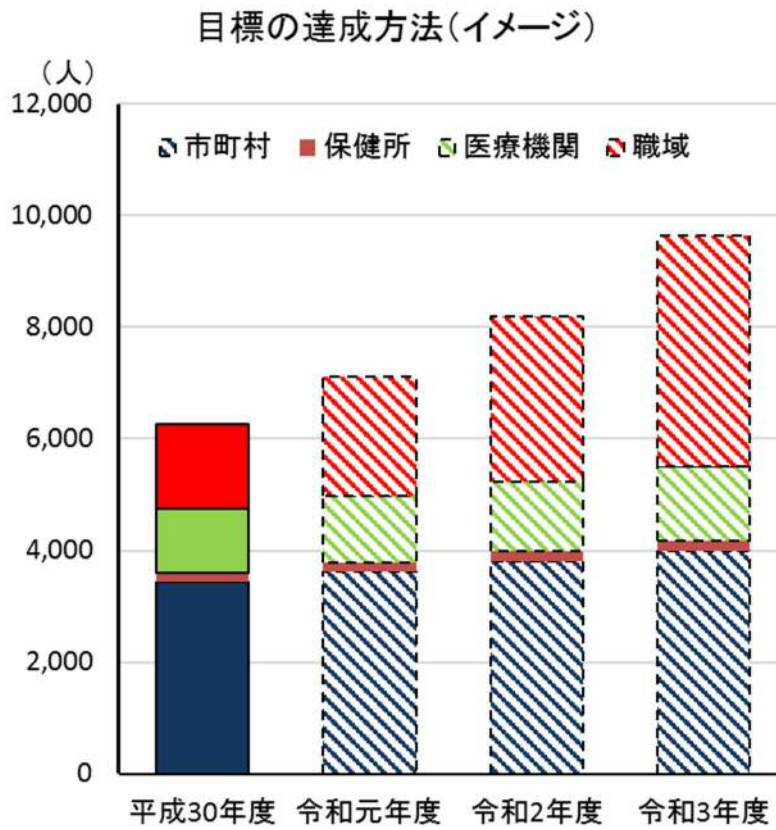
平成 29 年度の肝炎ウイルス検査受検者数と比較し、平成 30 年度の受検者数は 24 %増加した。

（参考）前年度との受検者数比較

	平成 29 年度	平成 30 年度	前年度比
市町村	3,276	3,444	105%
保健所	151	164	109%
委託医療機関	977	1,142	117%
職域(協会けんぽ)	654	1,510	231%
合計	5,058	6,260	124%

最も増加したのは職域（協会けんぽ）での受検者数だった。

今後も特に職域の肝炎ウイルス検査の周知を実施し、受検者数を増加させることで、目標の達成を目指す。



肝炎対策の目標値について（2）

1. 成果目標（平成 29 年 10 月設定（平成 30 年 10 月変更））

今後 5 年間で要精検者の精密検査実施医療機関での**受検率**を向上させる。

平成 28 年度末：31.6% → 令和 3 年度末：60%以上

2. 要精検者受検率の評価

（1）評価の方法

要精検者の受検率は、前年度の肝炎ウイルス検査陽性者のうち、翌年度までの精密検査受診の報告者の率により求めた。

$$\text{要精検者の受検率} = \frac{\text{翌年度までの初回精密検査費用助成申請者数}}{\text{前年度の肝炎ウイルス検査 陽性者数}} \\ \text{(委託医療機関、保健所、市町村健診)}$$

（2）平成 30 年度の要精検者受検率の状況

$$\text{平成 30 年度要精検者の受検率} = \frac{\text{平成 30 年度までの精密検査受診の報告者数}}{\text{平成 29 年度の肝炎ウイルス検査 陽性者数}} \\ = \frac{19}{54} = 35.2\%$$

（3）結果及び目標の達成に向けて

要精検者の受検率は、平成 29 年度末の 22.5%と比べ、平成 30 年度は 35.2%とやや増となった。

成果目標の達成に向けて、今後も初回精密検査の制度の周知を図り、保健所や市町村におけるフォローアップ事業において、陽性者が精密検査を受診するように働きかけを行っていく。

また、医療機関で働く肝炎医療コーディネーターを養成し、肝炎ウイルス検査を実施した医療機関においても、陽性者を確実に精密検査へつなげていくことができるように体制を整備する。

肝炎対策の目標値について（3）

1. 成果目標（平成 29 年 10 月設定）

今後 5 年間で、**肝がん年齢調整死亡率（人口 10 万人対）** を低減させる。

平成 28 年度末(2013 年統計値)		令和 3 年度末(2018 年統計値)
男性： 18.0	⇒	男性： 15.7
	13 %減	
女性： 5.9	⇒	女性： 5.3
	10 %減	

2. 肝がん年齢調整死亡率の評価

（1）評価の方法

島根県健康指標データベースシステム（SHIDS）を用いて算出を行った。

（2）平成 30 年度の島根県の肝がん年齢調整死亡率の状況

平成 30 年（2015 年統計値）の島根県の肝がん年齢調整死亡率は、男性 16.4、女性 5.5 であった。

（3）結果及び目標の達成に向けて

島根県の肝がん年齢調整死亡率は、平成 28 年（2013 年統計値）と比べて平成 30 年は男性は 8.9%減、女性は 6.8%減となった。

成果目標の達成に向けて、引き続き肝炎の重症化予防事業の促進を図る。

初回精密検査費用を助成しています

— 島根県では、対象の方が、初めて受ける精密検査費用の一部払い戻しを行っています —

“初回精密検査”とは・・・

「肝炎ウイルス検査」で**陽性と判定された後に、初めて受ける精密検査**のことです。

対象者	島根県内の市町村に住民票がある方で、以下の要件全てに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の検査のいずれかにおいて陽性と判定された方 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>1年以内に受けた、県または松江市（中核市）が実施した肝炎ウイルス検査、または県内の市町村が実施した健康増進事業（特定健診）での肝炎ウイルス検診 ※市町村の実施した検査でも「人間ドック」は対象外となります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>平成30年4月1日以降に受けた職場健診での肝炎ウイルス検査（※記載の期間は今年度限り）</p> </div> ■ 医療保険各法（後期高齢者含む）の被保険者、被扶養者 ■ 県又は市町村の「陽性者フォローアップ事業（定期的に状況確認の連絡を行います）」に同意した方 ■ 県が指定した医療機関で初回精密検査を受けた方 ※島根県肝炎等精密検査実施医療機関のことです。 （県のホームページをご覧ください、裏面の管轄の保健所へお問い合わせください） ※県外の肝疾患専門医療機関で精密検査を受診した場合も同様とみなします。
助成の内容	対象額のうち、県が認める額
助成回数	1回まで
申請期間	「陽性」の検査結果を判定されてから（郵送で結果の通知を受け取った場合は通知書の発行日）、 1年以内に申請を行ってください。期間を過ぎると助成できません。 職場健診での肝炎ウイルス検査で申請をされる方については、令和元年度中は「陽性」の検査結果を判定された日（郵送で結果の通知を受け取った場合は通知書の発行日）が 平成30年4月1日以降 であれば申請が可能です。

申請に必要な書類

《最新の申請に係る各種様式など、詳しくは管轄の保健所へお問い合わせください》

「島根県肝炎等精密検査費用助成金申請書（様式2-1）」に①～⑤を添付して管轄の保健所へ提出してください。

※県のホームページからダウンロードしていただくか、各保健所でもお渡ししています。

- ① 医療機関の領収書（自己負担割合が分かるもの、レシート不可）
- ② 診療明細書（実施した検査項目及びその点数が確認できるもの）
- ③ **最初に陽性と判定された肝炎ウイルス検査の検査結果がわかるもの** ※診断書は不要です。
（県と松江市（中核市）が行う肝炎ウイルス検査、または県内の市町村が行う健康増進事業（特定健診）の肝炎ウイルス検診の結果通知書や職場健診での健診結果のお知らせ（通知）など）
- ④ 肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ同意書（別途様式）
- ⑤ 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳等の写し等で、口座番号、カナ氏名の記載があるもの）
※申請者本人の個人口座です。ご家族様の口座など、口座が異なる場合は「委任状（様式5）」の添付が必要です。

【職場での検査（健診）時に肝炎ウイルス検査を受けた場合】で申請する場合は上記に加え⑥⑦も添付してください。

- ⑥ 住民票（原本）
- ⑦ 職域検査証明書（保有している場合のみ）
※職域検査証明書は、健診機関によりますが、検査結果を通知された際に添付されている書類です。

相談
窓口

肝疾患相談・支援センター 島根大学医学部附属病院（肝疾患診療連携拠点病院）内
電話：0853-20-2721 相談受付：平日（土・日・祝を除く）8:30～17:15

島根県 肝炎 精密 検索

助成となる対象項目及びお問い合わせ先（申請先）については裏面をご覧ください。

島根県健康福祉部薬事衛生課 Tel：0852-22-6532

助成の対象となる項目

以下の検査に関連するもの（医師が真に必要なと判断したものに限り）で、県が認めた費用。

※医療保険各法適用外の費用は助成対象とはなりません。

※ここに記載の無い項目を同時に実施していたとしてもそれらは助成の対象から除外されます。

初診料（再診料） ウイルス疾患指導料

以下の血液検査

※検査項目は令和元年6月施行のもの

	B型肝炎ウイルス属性的の場合	C型肝炎ウイルス属性的の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

※手術前検査等施術に関連した検査は、上記の項目を行っていても助成の対象とはなりません。

※検査は原則として全ての項目を同じ日に受けることとしますが、やむを得ない理由があれば複数日にまたがっても一連の検査とみなします。（あまりにも長期に渡る場合は、同一とされない場合もあります）

検査費用助成の流れ

1. 県が指定した医療機関を受診し、支払いを行います。
この際、「島根県肝炎等精密検査申込書（様式1）」を記入し、医療機関へ提出をしてください。
※県のホームページからダウンロードができます。そのほか、各保健所でもお渡ししています。
2. 最寄りの保健所に申請を希望することを相談ください。申請方法等について保健所職員が説明します。
3. 必要書類を揃えて、申請期間内に最寄りの保健所へ申請します。
4. 県による審査が行われ、承認された場合は、翌々月を目安にご指定の口座へ助成額が振り込まれます。
※確認事項がある場合、目安とされている月より遅くなることがあります。

肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変及び肝がんとの診断を受けられた方は、定期検査費用助成の対象となる場合（注）があります。

（注）定期検査費用助成の際は、世帯全体の所得により、助成金額の減額や助成ができない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先・申請窓口

お住まいの地域	管轄の保健所	住所	電話番号
松江市、安来市	松江保健所（医事・難病支援課）	〒690-0011 松江市東津田町1741-3	0852-23-1315
雲南市、奥出雲町、飯南町	雲南保健所（医事・難病支援課）	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9638
出雲市	出雲保健所（医事・難病支援課）	〒693-0021 出雲市塩治町223-1	0853-21-1191
大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所（医事・難病支援課）	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9826
浜田市、江津市	浜田保健所（医事・難病支援課）	〒697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5554
益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所（医事・難病支援課）	〒698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9548
隠岐の島町	隠岐保健所（総務医事課）	〒685-8601 隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9712
海士町、西ノ島町、知夫村	隠岐保健所（島前保健環境課）	〒684-0302 西ノ島町大字別府字飯田56-17	08514-7-8121

島根県肝炎等精密検査費用助成事業実施要綱

1 目的

精密検査未受診者の解消を図るため、B型及びC型肝炎ウイルス検査における陽性者に対して精密検査(初回精密検査及び定期検査をいう。以下同じ。)受診費用を助成することにより、早期の適切な治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

2 実施主体

島根県

3 助成対象となる検査

ア 初回精密検査

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて受ける精密検査

イ 定期検査

肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察も含む)が定期的に受ける検査

4 助成対象者

この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、島根県内に住所を有する者で、次に掲げる各号の要件のいずれにも該当する者とする。

ア 初回精密検査

- 1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 2) 以下のいずれかの検査において陽性と判定された者
 - a. 島根県及び島根県内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市(以下「保健所設置市」という。)が「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき行う肝炎ウイルス検査
 - b. 島根県内の市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診
 - c. 職域の肝炎ウイルス検査
- 3) 以下のいずれかが実施するフォローアップに同意した者
 - a. 島根県または島根県内の保健所設置市
 - b. 島根県内の市町村
- 4) 過去に本事業による精密検査の費用助成を受けたことがない者

イ 定期検査

- 1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察者を含む)

- 3) 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者
- 4) 以下のいずれかが実施するフォローアップに同意した者
 - a. 島根県または島根県内の保健所設置市
 - b. 島根県内の市町村
- 5) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

5 助成の対象費用

対象者が島根県肝炎等精密検査実施医療機関（以下「精密検査実施医療機関」という。）を受診した際の、下記の対象項目に係る自己負担額の合計額（以下「助成対象額」という。）を交付する。なお、医療保険各法の保険適用外のものには以下に記載の項目でも対象とならない。

検査は、全ての検査を同じ日に受けることを原則とするが、やむを得ない理由があり、一連の検査とみなすことが出来る場合は、検査が複数日にまたがっても助成対象とする。

ただし、定期検査費用助成の場合は、1回につき、助成対象額から別表に定める自己負担限度額を控除した額とする。

ア 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

1) 血液検査

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

2) 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

イ 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代え

てCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができ、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

しかしながら、手術前検査等施術に関連した検査は、上記の検査であっても助成対象外となる。

6 助成回数

ア 初回精密検査

1回

イ 定期検査

年度2回（アの検査を含む）

7 申請期間

ア 初回精密検査

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された日から1年以内に保健所に申請するものとする。

ただし、職域の肝炎ウイルス検査を受けた場合は、検査結果通知書の発行日が平成30年4月1日以降であれば申請ができるものとする。

イ 定期検査

定期検査を受けてから1年以内に保健所に申請するものとする。

8 精密検査実施医療機関

対象者は、精密検査実施医療機関で精密検査を受診することとする。

ただし、対象者が県外において精密検査を受診する場合は、県外の肝疾患専門医療機関で精密検査を受診しても差し支えない。

9 精密検査の実施

本事業により助成を受けようとする者は、事前にその旨を精密検査実施医療機関へ申し込むこととする。また、事前若しくは検査当日に肝炎等精密検査申込書（以下「申込書」という。）（様式1）に必要事項を記載し、精密検査実施医療機関へ提出する。

精密検査実施医療機関は、申込書（様式1）の確認欄を確認したうえで精密検査を実施する。

10 検査費用の請求（申請書等の提出）

対象者は、精密検査を受診後、次に掲げる書類を、持参又は郵送により、対象者の居住地を所管する保健所（以下「所管保健所長」という。）を經由して知事へ提出する。

ア 初回精密検査

a. 4のアの2)におけるaまたはbに該当の検査で陽性と判定された者

肝炎等精密検査費用助成金申請書（以下「申請書」という。）（様式2-1）に、以下を添付すること。なお、添付書類はいずれも写しでも可とする。

- 1) 当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- 2) 診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）
- 3) 肝炎ウイルス検査の結果通知書又は検査結果（島根県及び島根県内の保健所設置市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診に係るもの）
- 4) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（4のアの3）に該当するフォローアップ事業の様式に限る。）
- 5) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

b. 4のアの2）におけるcに該当の検査で陽性と判定された者

申請書（様式2-1）に、以下を添付すること。なお、添付書類は5）以外写しでも可とする。

- 1) 当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- 2) 診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）
- 3) 肝炎ウイルス検査の結果通知書又は検査結果（職域検査の肝炎ウイルス検査に係るもの）
- 4) 職域検査受検証明書（対象者が保有している場合に限る。）
- 5) 対象者の記載がある住民票（原本）
- 6) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（4のアの3）に該当するフォローアップ事業の様式に限る。）
- 7) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

なお、県は、対象者からの請求において、上記4）職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意がある場合に限り、様式7により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

イ 定期検査

申請書（様式2-2）に、以下を添付すること。なお、添付書類は3）及び4）以外写しでも可とする。

- 1) 当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- 2) 診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）
- 3) 対象者及び対象者と同一世帯に属する全員の記載のある住民票（原本）
- 4) 上記3）に定める住民票上の世帯全員（以下、世帯構成員とする。）の記載がある住民税非課税証明書又は市町村民税（所得割）の課税年額を証する書類（原本）

1 ～ 5 月に申請する場合は、当該申請月の属する年の前年度分

6 ～ 12月に申請する場合は、当該申請月の属する現年度分

ただし、申請者とその配偶者と相互に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外に限る）については、市町村民税合算対象除外希望申請書（様式 4）の提出により、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することができる。

- 5) 精密検査実施医療機関の医師が記載した診断書（様式 3）
- 6) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（ 4 のイの 4）に該当するフォローアップ事業の様式に限る。）
- 7) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

なお、対象者は申請の際、以下の要件に該当する場合は、次の a ～ e に掲げる書類を省略することができる。

- a 世帯構成員の住民票、世帯構成員の住民税非課税証明書又は課税等証明書等、市町村民税額合算対象除外希望申請書
以下に該当する場合において、従前に知事へ提出した書類と同等の内容である場合。なお、いずれも同一年度内で当県知事に対し行われる場合とする。
 - (a) 1 回目の定期検査費用助成を受けた場合
 - (b) 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合
 - (c) 初回精密検査において、世帯構成員の記載がある住民票を提出し、助成を受けた場合
- b 世帯構成員の中で義務教育終了前にある者に係る住民税非課税証明書又は課税等証明書等、市町村民税額合算対象除外希望申請書
世帯構成員の中で義務教育終了前にある者がいる場合
- c 医師の診断書
以下のいずれかに該当する場合。なお、(a)、(b)については慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。
 - (a) 以前に知事から定期検査費用の支払いを受けた場合
 - (b) 1 年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合
- d 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書
初回精密検査の費用助成を受けた者又は以前に定期検査の費用助成を受けたことがある者
- e 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類
以前に初回又は定期検査費用、肝炎治療特別促進事業により、県で登録済みの口座と同一の口座を指定する場合

11 助成決定等

知事は、所管保健所長を経由して申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定する。

助成が承認された場合は指定口座への振込を行い、これにより承認の通知に代えることとする。

また、初回精密検査における職域の肝炎ウイルスを受けた場合の助成において、職域の肝炎ウイルスを受けたことが確認できなかった場合は、助成を行わず、様式8により所管保健所長を経由し、申請者へ通知することとする。

なお、定期検査費用の助成において、控除した額が零円以下であった場合は、助成を行わず、その旨を所管保健所長宛て通知することとする。

不承認の場合は、所管保健所長を経由し、理由を付してその旨を申請者へ通知することとする。

12 個人情報の取扱い

助成事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

附則 この要綱は、平成27年2月2日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成30年5月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和元年6月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額（1回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

- ※1 甲又は乙に該当するかどうかについては、提出された課税証明書等により確認を行うものとする。
なお、該当しない場合は、助成を行わないものとする。
- ※2 (a) 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。
- (b) 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。
- (c) 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

島根県肝炎等精密検査申込書

年 月 日

精密検査実施医療機関の長 様

島根県肝炎等精密検査費用助成事業による、肝炎等精密検査（初回精密検査・定期検査）を申込みます。

↑ ↑
申込み方へ○をしてください。

フリガナ		性別	生 年 月 日		
申込者氏名		男 女	明 昭 大 平	年 月 日	生
住 所	〒 ー 島根県 電話番号 ()				

※定期検査の場合、申込み者本人様で下表の項目を確認し、左欄にチェックをお願いします。（初回精密検査の場合は不要です）

<input type="checkbox"/>	年度内の検査費用助成の申請は、初回精密検査を含め2回までです。
<input type="checkbox"/>	肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの方が対象です。定期検査助成を初めて受けられる際には、診断書が必要です。この、診断書の発行の費用については自己負担です。（2回目以降では、省略できる場合もあります）
<input type="checkbox"/>	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満（住民税非課税世帯を含む）の方が対象となり、住民税非課税世帯以外の場合、自己負担があります。
<input type="checkbox"/>	肝炎治療の受給者証の交付を受けておられる場合は、対象となりません。

＜上記の確認欄で、ご不明な場合は、必ずお住まいの地域の保健所にご相談願います＞

----- 下記は空欄のまま精密検査実施医療機関へ提出ください。 -----

※精密検査実施医療機関で次の確認を行ってください。

確認欄	助成対象者	確認書類
<input type="checkbox"/>	島根県内に在住の方	本申込書
<input type="checkbox"/>	医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者又は被扶養者	保険証
<input type="checkbox"/>	（初回精密検査の場合）1年以内に県又は市町村が実施した肝炎ウイルス検査（検診）及び職場での肝炎ウイルス検査（職域検査）で陽性と判定された方 （市町村の実施した検査でも「人間ドック」は該当になりません）	肝炎ウイルス検査の結果通知書又は検査結果
<input type="checkbox"/>	（定期検査の場合）肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者	カルテ等

本事業の対象項目については、裏面を確認してください。

(様式1) 裏面

「島根県肝炎等精密検査費用助成事業」

精密検査未受診者の解消を図るため、B型及びC型の肝炎ウイルス検査における陽性者に対して初回または定期の精密検査受診費用を助成することにより、早期の適切な治療につなげ、ウイルス性肝炎患者の重症化予防を図ることを目的としています。

申請者本人が窓口で支払った金額（医療保険各法の負担額）のうち、助成対象の項目の金額を後から申請者本人へ県から支払いする制度です。

- 窓口では、通常の診療と同様に医療保険各法の自己負担額を患者様へ請求してください。
- 領収書（負担割合の分かるものでレシート不可）と診療明細書を発行してください。
※診療明細書発行体制等加算以外の有料での発行料金については、申請者本人の自己負担となります。
- 診察に際し、肝炎ウイルス検査の結果通知書等（陽性と判定されているもの）を預かった場合は、患者様へお返しください。

【助成の対象について】

医療保険各法の保険適応の下枠内の検査に関連するもの（ただし、医師が真に必要と判断したものに限り）で県が認めた費用。※保険適用外の費用は助成対象とはなりません。
検査は原則として全ての項目を同じ日に受けることとしますが、やむを得ない理由があれば複数日にまたがっても一連の検査とみなします。（あまりにも長期に渡る場合は、同一とならない場合もあります）

○初診料（再診料）

○ウイルス疾患指導料

○検査（1及び2）

1) 血液検査

※検査項目は2019年度現在

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

2) 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

- ※初回精密検査助成では、超音波検査のみが対象となり、CT撮影・MRI撮影は対象外です。
- ※定期検査助成を希望する方で病態が「肝硬変」「肝がん」の方は、超音波検査に代えてCT撮影、又は、MRI撮影を対象とすることができます。（いずれか一方のみ）
- この場合における造影剤等を使用した加算等についても対象とすることができます。

※手術前検査等施術に関連した検査については、上記の検査であっても助成の対象外です。

肝炎検査（初回精密検査）費用助成金申請書

島根県知事 様



島根県肝炎等精密検査費用助成事業実施要綱の規定により、下記のとおり申請します。

※太枠内を記入してください。		申請日： 年 月 日	
フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名 (申請者)	Ⓜ	男 女	明 昭 大 平 年 月 日生
住 所	〒 一 島根県		
	電話番号（日中連絡が取れる電話番号）： ()		
陽性と分かった肝炎ウイルス検査の種別 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> ① 県内各市町村の実施する肝炎ウイルス検査 または 肝炎ウイルス健診 <input type="checkbox"/> ② 職場の健康診断における肝炎ウイルス検査 <input type="checkbox"/> ③ 島根県が実施する肝炎ウイルス検査（保健所・委託医療機関） ※①～③以外はこの事業の対象外となり、申請できません。		
医療機関への照会	<input type="checkbox"/> ② 職場の健診時に肝炎ウイルス検査を受けた場合で、同意される場合のみ☑をしてください。 <input type="checkbox"/> 県が、私（申請者）が職場で実施する肝炎ウイルス検査を受けたことを確認する必要があるときは、添付の「肝炎ウイルス検査結果通知書」または職域検査受検証明書に記載の医療機関に職域検査を受けたかどうかについて照会を行い、当該医療機関から回答を受けることに同意します。		
加 入 医療保険	被保険者氏名		対象者との続柄
	保険種別	協・組・船・共・国・後	被保険者証の記号・番号
振込口座 ※申請者名の口座	被保険者証発行機関名		
	所在地		
振込口座 ※申請者名の口座	フリガナ		
	口座名義		
	金融機関名	銀行・組合 金庫・連合会	支店・支所 店・出張所
	口座種別	普通・当座	口座番号

※申請者と口座名義人が異なる場合は委任状（様式5）を添付してください

自己負担額 (複数日ある場合) ※検査日ごとに記載してください	年 月 日	円	(助成対象額) 助成決定額
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
合 計 額		円	円

※助成対象額は助成対象項目分のみとなりますので、自己負担額と異なる場合があります。

注意事項

- ✓ 申請者は検査を受けた本人となります。
- ✓ 不備がある場合は、助成金の支給ができない場合があります。
- ✓ 検査はやむを得ない理由があり、一連の検査とみなすことが出来る場合のみ複数日にまたがっても助成対象とします(概ね一月程度)。

添付書類について

- 注1) 申請の際は、添付書類を添えて、居住地を管轄する保健所に提出してください。
申請書が旧様式の場合でも、提出時における最新の実施要綱に基づく書類の添付が必要です。
- 注2) 書類不備がある場合、助成金の支給ができない場合がありますのでご注意ください。
- 注3) 医療機関によっては、診療明細書や診断書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は助成対象外となります。

初回精密検査の場合 ((原本) と記載のあるもの以外は写し可)

- 医療機関が発行した領収書 (負担割合が分かるもの、レシート不可)
- 診療明細書 (検査項目、及びその点数の分かるもの)
- 肝炎ウイルス検査の結果通知書
※ 対象となる肝炎ウイルス検査 (検診) で陽性と判定された結果通知書又は検査結果報告書
- 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書 (県またはお住まいの市町村のもの)
- 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類
(預金通帳の写し等で口座番号、及びカナ氏名の記載があるもの)

※職場での検査で肝炎ウイルス陽性と判定され申請する場合は、上記に加え以下も添付してください。

- 住民票 (原本) ※本人記載分のみでもかまわない
- 職域検査証明書 (保有している場合のみ)
※ 職域検査証明書は健診機関により異なりますが、検査結果を通知された際に添付されています。

氏名		住所		電話番号		Eメール	
姓	名	〒	市	区	丁目	番	号
姓	名	〒	市	区	丁目	番	号
姓	名	〒	市	区	丁目	番	号
姓	名	〒	市	区	丁目	番	号

円	日	円	千	円	合計
円	日	円	千	円	(お預けの金額)
円	日	円	千	円	この日算額
円	日	円	千	円	(お預けの金額)
円	日	円	千	円	合計

肝炎検査（定期精密検査）費用助成金申請書

島根県知事 様



島根県肝炎等精密検査費用助成事業実施要綱の規定により、下記のとおり申請します。

※太枠内を記入してください。		申請日： 年 月 日	
フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名 (申請者)	Ⓜ	男 女	明 昭 大 平 年 月 日生
住 所	〒 ー 島根県		
	電話番号（日中連絡が取れる電話番号）： ()		
加 入 医療保険	被保険者 氏 名		対 象 者 との続柄
	保険種別	協・組・船・共・国・後	被保険者証の 記 号・番 号
	被保険者証 発行機関名		
	所 在 地		
振込口座 ※申請者 名の口座	フリガナ		
	口座名義		
	金融機関名	銀行・組合 金庫・連合会	支店・支所 店・出張所
	口座種別	普通・当座	口座番号

※申請者と口座名義人が異なる場合は委任状（様式5）を添付してください

自己負担額 (複数日ある場合) ※検査日ごとに 記載してください	年 月 日	円	助成対象額 (※2) 円 助成決定額 円
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
合 計 額		円	

※1 助成対象額は助成対象項目分のみとなりますので、自己負担額と異なる場合があります。

※2 助成対象額から自己負担限度額を控除した額が助成決定額となります。

※3 申請書は申請回数毎にご記入ください。

ー検査印押印欄ー

※県整理欄

病 態	慢性肝炎・肝硬変・肝がん
階層区分	非課税・課税
自己負担額	0円・2千円・3千円

注意事項

- ✓ 申請者は検査を受けた本人となります。
- ✓ 不備がある場合は、助成金の支給ができない場合があります。
- ✓ 検査はやむを得ない理由があり、一連の検査とみなすことが出来る場合のみ複数日にまたがっても助成対象とします（概ね一月程度）。
- ✓ 助成回数は年度内 2 回までです。※年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
ただし、同一年度内に初回精密検査の助成を受けた場合は、定期検査費用の助成は 1 回までとなります（あわせて年度内 2 回まで）。
- ✓ 非課税世帯に属する場合は助成対象額の全額、市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する場合は病態により助成対象額から 2 千円または 3 千円を差し引いた額が助成決定額となります。

添付書類について

- 注 1) 申請の際は、添付書類を添えて、居住地を管轄する保健所に提出してください。
申請書が旧様式の場合でも、提出時における最新の実施要綱に基づく書類の添付が必要です。
- 注 2) 書類不備がある場合、助成金の支給ができない場合がありますのでご注意ください。
- 注 3) 医療機関によっては、診療明細書や診断書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は助成対象外となります。

定期検査の場合（（原本）と記載のあるもの以外は写し可）

- 医療機関が発行した領収書（負担割合が分かるもの、レシート不可）
- 診療明細書（検査項目、及びその点数の分かるもの）
- 世帯全員の住民票（原本）
 - ↳ 省略（同一年度内で一度提出済み（肝炎治療特別促進事業も含む）で記載内容に変化がない場合のみ）
※ただし、初回精密検査の申請で本人記載分のみの住民票を提出した場合は同一年度内であっても省略不可
- 世帯全員の住民税非課税証明書 または 世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類（原本）※義務教育終了前の者については省略可
 - ↳ 省略（同一年度内で一度提出済み（肝炎治療特別促進事業も含む）で記載内容に変化がない場合のみ）
- 精密検査実施医療機関の医師が記載した診断書（県指定の様式）
 - ↳ 省略（過去に本事業または 1 年以内の肝炎治療特別促進事業により提出済みで病態に変化がない場合のみ）
- 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（県またはお住まいの市町村のもの）
 - ↳ 省略（過去に本事業で提出済みの場合のみ）
- 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類
（預金通帳の写し等で口座番号、及びカナ氏名の記載があるもの）
 - ↳ 省略（過去に本事業または肝炎治療特別促進事業により県に登録済みの口座と同一の場合のみ）

※ 市町村民税課税額の合算対象除外を希望する場合は「市町村民税合算対象除外希望申請書（様式 4）」の添付も必要です。

様式 3

定期検査費用の助成に係る医師の診断書

フリガナ		性別	生年月日
患者氏名		男女	年月日生
住所	〒 ー		
	島根県		
	電話番号 ()		

これより上の項目（太枠内）は、申請者が記載しても構いません。

肝炎ウイルス マーカー	<p>直近の所見を元に、該当する項目にチェック及び○をしてください。 ※抗ウイルス治療後の場合は、治療開始前のデータに基づいて記載可。</p> <p><input type="checkbox"/> B型肝炎ウイルスマーカー (HBs 抗原陽性 ・ HBV-DNA 陽性)</p> <p><input type="checkbox"/> C型肝炎ウイルスマーカー (HCV 抗体陽性 ・ HCV-RNA 陽性)</p>
診断	<p>該当する診断名にチェックし、該当番号・項目に○をしてください。 ※各病態の治療後の場合は、「治療後」欄に記載ください。</p> <p>1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる ・ C型肝炎ウイルスによる)</p> <p>2. 肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる ・ C型肝炎ウイルスによる)</p> <p>3. 肝がん (B型肝炎ウイルスによる ・ C型肝炎ウイルスによる)</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 治療後 (B型肝炎ウイルスによる ・ C型肝炎ウイルスによる)</p> <p>※治療時の診断を次の番号から選んでください。</p> <p>↓</p> <p>〔 1. 慢性肝炎 2. 肝硬変 3. 肝がん 〕</p>
その他 記載すべき 事項	<p>※ウイルス性肝疾患の既往（治療後も含む）、抗ウイルス療法による治療を受けた後で経過観察を行っている場合など、その旨を記載してください。</p>

上記のとおり診断します。

記載年月日

年

月

日

医療機関名及び所在地

医師氏名

印

様式 4

定期検査費用の助成における
市町村民税額合算対象除外希望申請書

島根県知事 様

下記の者については、申請者本人との関係において配偶者に該当せず、かつ、申請者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者であるため、所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

記

除外希望者氏名 (フリガナ) _____

申請者氏名 (フリガナ) _____ 印

※添付書類

- ①世帯員全員が記載された住民票 (続柄の記載があるもの)
- ②申請者及び除外希望者の市町村民税の税情報 (扶養控除関係) を証明する書類
(課税証明書、市町村民税の決定通知書、源泉徴収票などのうちいずれか)
- ③申請者及び除外希望者の健康保険証のコピー

委任状

年 月 日

島根県知事 様

島根県肝炎等精密検査費用助成金の受領に関する権限を下記のとおり委任します。

記

<委任者> ※初回精密検査・定期検査の受診者

住所

氏名

印

<受任者> 住所

氏名

印

※委任者と受任者の印鑑は違うものを押印ください。

年 月 日

誓 約 書

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

私は、今般行った、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業による定期検査費用の助成の請求について、下記の者に関し、寡婦（夫）控除のみなし適用が行われることを希望するので、以下の要件に該当しなくなる事実が生じていないことを誓約します。

記

(フリガナ)

希望者氏名：

※寡婦（夫）控除のみなし適用の要件を満たす者の氏名を記載すること。

寡婦（夫）控除のみなし適用の申請日の属する年度の初日の属する年の前年の12月31日（前回のみなし適用の申請日）及び今般の寡婦（夫）控除のみなし適用の申請日のいずれの時点においても、過去に婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む。）にない、子を有する母（父）であること

なお、誓約内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用が取り消され、本誓約に基づき適用された肝炎治療特別促進事業又は重症化予防推進事業に係る自己負担限度額の減額分の全額を返還することに同意します。

※添付書類

- のみなし適用を希望する者の戸籍全部事項証明書

※留意事項

- 市町村民税世帯非課税者の方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、自己負担限度額が減額されません。
- その他、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、自己負担限度額が減額されない場合があります。

様式 7

(医療機関名) 御中

職域での肝炎ウイルス検査の実施に関する照会について

下記の者について、島根県において肝炎ウイルスに係る初回精密検査費用の助成を行うに当たり必要であるため、下記の者が貴機関において、職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けたかどうかについて照会しますので、下記の回答欄に記入の上、返信して下さいますようお願いいたします。

なお、本照会に貴機関が回答することについては、本人の同意を得ています。

(注) 下記の者が職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けたかどうかについて、下記の者の職場等に照会はしないで下さい。

記

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名		男 女	年 月 日生
住 所	〒 ー		
検査日	年 月 日	検査結果通知日	年 月 日

照会年月日	
所 属	島根県 (健康福祉部 薬事衛生課)
担 当 者	印
所 在 地	島根県松江市殿町1番地
電 話 番 号	

<医療機関回答欄>

※以下のいずれかにチェックの上、返信して下さい。

- 上記の者は、当機関において職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けた者と認めます。
- 上記の者は、当機関において職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けた者と認められません。

※ゴム印可能。 医療機関名： 担 当 者： 所 在 地： 電 話 番 号：	回答年月日 ()
---	-----------

(様式8)

薬 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

島根県健康福祉部薬事衛生課長

職域検査における対象者確認による助成金不交付について（通知）

○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付けで申請のありました初回精密検査費用助成（職域での肝炎ウイルス検査で陽性と判定された場合）について、下記の理由により、職域での肝炎ウイルス検査を受けたことが確認できませんでした。

よって、この申請については、不交付とします。

記

- 添付の「肝炎ウイルス検査結果通知書」等では職域検査を受けた事は確認できませんでした。

（申請書の医療機関への照会欄に同意があり該当医療機関から回答を受けた場合）

- 提出された「肝炎ウイルス検査結果通知書」等に記載の医療機関宛て照会をした結果、職域検査を受けた者と認められない旨の回答がありました。

令和元年7月24日
島根県健康福祉部薬事衛生課
担当：神庭
Tel：0852-22-6532

令和元年度「肝臓週間・世界肝炎デー」の取り組みについて

肝炎についての正しい知識の普及、感染予防の重要性について認識を高めるため、7月28日を含む月曜日から日曜日までの一週間を「肝臓週間」と定め、今年は7月22日から7月28日となっています。また、7月28日は「世界肝炎デー」です。

この期間を中心とした取り組みとして、肝炎の早期発見・早期治療により肝がん等への進行を予防するため、肝炎ウイルス検査の早期受検を促すキャンペーン活動を下記のとおり予定していますので御案内します。

■街頭キャンペーン

1. イオンモール出雲街頭キャンペーン

- 日 時：7月27日（土） 13:00～15:00
場 所：イオンモール出雲（島根県出雲市渡橋町1066）
内 容：
・肝臓の脂肪量や硬さを測定します。（先着30名）
・島根県肝臓友の会会員の方々や島根県肝疾患診療連携拠点病院である島根大学医学部附属病院の方と一緒に、肝炎検査啓発チラシやグッズを配布します。

■公開講座（島根大学医学部附属病院主催事業） 【参加無料・事前申し込み不要】

1. 本当にご存じですか？～肝臓病から保険のことまで～（市民公開講座）

- 日 時：7月28日（日） 13:00～16:25
場 所：くにびきメッセ 5階501大会議室（島根県松江市学園南1丁目2-1）
内 容：講演1「本当にご存知ですか？～肝炎治療の進歩～」
（松江赤十字病院 検査部 内田靖先生）
講演2「本当にご存知ですか？健診やドックの話～肝臓と胆道と膵臓の三角関係～」
（出雲市立総合医療センター 内科 福庭暢彦先生）
講演3「本当にご存知ですか？～メタボの話～」
（島根大学医学部附属病院 肝臓内科 飛田博史先生）
講演4「本当にご存知ですか？「保険の話」～保険ひとつで人生が変わる～」
（ごうぎん保険プラザ出雲 有本祥人先生）

※公開講座の問合せ先：島根大学医学部第2内科（肝臓内科）TEL：0853-20-2190

※県内の保健所では肝炎ウイルス無料検査を常時行っております。事前予約となっておりますので、下記をご確認のうえ、最寄りの保健所までお問い合わせください。

薬事衛生課 HP：肝炎ウイルス無料検査と肝炎相談

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/hepatitis/kanenkensa.html>